明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百四十九万四千五百円、資本準備金の額を一億二千九百九十六万六千七百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月三日

掲載頁　七十三頁（号外第一四五号）

平成二十四年八月十四日

名古屋市中村区名駅南二丁目一四番一九号

株式会社グローバルワイズ

代表取締役　伊原　栄一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十八日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十四日

鳥取県東伯郡三朝町三朝九七二番地一

株式会社三朝温泉後楽

代表取締役　米原　正明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十四日

山口県下関市椋野町三丁目一二番一号

株式会社エストラスト

代表取締役　笹原　友也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十四日

東京都新宿区百人町二丁目二三番一九号

第一縫製株式会社

代表取締役　橋本　雅廣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十四日

京都市南区東九条松田町三九番地

ムラテックKDS株式会社

代表取締役　松林　憲雄

合併につき株券等提出公告

当社は、信泉株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出ください。

平成二十四年八月十四日

東京都港区新橋二丁目二〇番一号

三信振興株式会社

取締役社長　佐々川　茂

任意清算公告

当社は、平成二十四年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月十四日

大阪府高石市取石一丁目七番六号

合名会社冨士松タンス店

代表社員　冨士松　卓

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、資本金の額を六百万円減少するとともに、剰余金七万円を超える六百万円の持分の払戻しを行うことに致しました。

この決定に対し異議がある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月十四日

神戸市灘区六甲台町一―一

神戸大学支援合同会社

代表社員　中井　哲男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇一	上	七	第六条の二（見出しを含む。）及び第六条の三（見出しを含む。）	第六条の二（見出しを含む。）及び出しを含む。）及び第六条の三（見出しを含む。）
一〇二	上	終りから二	提出について、	提出について
一〇三	〃	八	第七号	同項第七号
一〇五	〃	終りから二一～二〇	第三十四条の二十の二中「第三十四条の二十の二に」の下に「、第二項」を加え、第三十四条の二十七条第二項」	第三十四条の二十の二に
〃	〃	一七	第三十四条の二十の二を	第三十四条の二十一を削り、第三十四条の二十の二を
一〇八	〃	二二	受給者証	地域相談支援受給者証
一一〇	〃	一二	含む。）	含む。）。
〃	〃	九	第五十一条第一項	第五十一条の二第十一項
一一三	下	終りから七	第十八条の四十八	第十八条の四十七
一一六	〃	八	同条第一項第一号	第二十七条の二第三号
一二四	上	二四	第二十七条の二第四号	同条第三号
〃	〃	二一	同条第四項	施設給付決定保護者
〃	〃	一	施設給付決定保護者	同条第一項第一号に
〃	〃	八～九	同条第一項第一号に	第二十七条の十三第一項第一号に
〃	〃	終りから八	第二十七条の十三第一項第一号	同条第二項中「（同条第二項に規定する要保護者をいう。）」を削り、
〃	〃	九～一〇	生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）」を削り、	同条第二項中
一二七	下	終りから八	第三十六条の三十九第二項	第三十六条の三十九
〃	〃	一六～一八	法第二十四条の十九の二	第三十六条の四十第十八条の四十七
一二八	上	一六～一八	法第二十四条の十九の二	第三十六条の四十第十八条の四十七
〃	〃	下八	第十八条の四十七	第十八条の四十八
一三五	〃	二〇	特別障害者特別給付費	特定障害者特別給付費
〃	〃	終りから一一	第百十七条第一項	第百十七条中
一四二	上	七	「全部	「その全部
〃	〃	九	入所者の数	入所者
一四三	上	三	得た額	得た数
〃	〃	下二〇	「及び第百六十条」を「、第百六十条及び第百八十三条」に改める	改める
〃	〃	一一～一〇	改め、同条第二項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める	改める
一四四	〃	終りから一一	「前二項」に「三十四条」を「第二十七条第二項」に改め	「前二項」に、「第二十七条第二項」に改め
一四五	下	一五～一六	平均障害程度区分	平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）
一四六	下	終りから一三	障害児施設給付費等請求書	障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書
〃	〃	一四～一五	障害児通所給付費・入所給付費等請求書	障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書
一五一	上	一六～一七	基準該当児童デイサービス事業所」	基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」

支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令）

（原稿誤り）

一〇一ページ上段八行目と九行目の間に次のように加える。

第六条の三の見出し中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改め、同条中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改め、「、児童デイサービス」を削る。

一一三ページ下段終りから一四行目と一三行目の間に次のように加える。

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

一二三ページ下段終りから二四行目から八行目までを削除する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）

◉号外　八月十四日付第一七五号四月二十六日付衆会第二八号
○ページ●同日付政府調達第一五四号一六ページ●六三五二ページ